

3歳未満のお子さまがいらっしゃる皆さまへ

## 養育特例制度の申出はお済みですか？

養育特例は、子が3歳までの間において、養育を開始した（子が出生したとき、養子としたとき等）月の前月と比べて標準報酬月額が下がった期間がある場合、その期間については、養育開始月の前月時点の標準報酬月額を基に年金額を計算することにより、将来の年金額が下がらないように保障する制度です。

子を扶養に入れているかに関係なく、父母どちらにも適用されますが、この特例を受けるには、申出が必要です。

申し出する前の期間については、申し出た月の前月までの2年間しかさかのぼって適用されませんので、お勤めの市町村等の共済担当課でお早目に手続きください。

なお、産前産後休業・育児休業等掛金免除期間については適用されないため、育児休業等を取得中の方は、復職時点で手続きをお願いします。

→ [3歳未満の子を養育している期間の特例](#)